

効果的な保健事業を実施するために 共済組合と所属所とのコラボヘルスを推進

共済組合では、地方公務員共済法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、組合員等の健康の保持増進のための保健事業を実施しています。

効果的な保健指導を実施するためには、共済組合と所属所のコラボヘルス(連携・協働)が不可欠です。

そこで、保健事業に係る健診結果等の共同利用と個人情報の取扱いについて、令和2年度から順次、共済組合と所属所との間で覚書を締結し、保健事業の充実を目指しているところです。

組合員である皆さんとそのご家族の健康管理を目的に行うものですので、ご理解とご協力をお願いします。

コラボヘルスの意義



コラボヘルス対象事業及び共同利用項目

保健事業名	共同利用する個人情報項目
特定健診	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の特定健診結果及び問診項目回答状況 ・組合員及び被扶養者の特定健診受診状況
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の特定保健指導の該当状況等 ・組合員の特定保健指導の実施状況及び結果
生活習慣病重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の生活習慣病リスク保有状況 ・組合員の生活習慣病リスクに係る通院・服薬状況
生活習慣病予防等事業 (健康増進講座、健康セミナー、喫煙対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の保健事業への参加状況 ・組合員の特定健診結果及び問診項目回答状況
歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の歯科健康診査受診状況及び結果
衛生管理担当者等研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の特定健診結果及び問診項目回答状況
後発医薬品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員及び被扶養者の後発医薬品使用状況
若年層向け健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満の組合員の健診結果

※所属所によってはコラボヘルスとして実施しない事業もあります。

共同利用の範囲と個人情報の管理責任者

共同利用の範囲	個人情報の管理責任者
所属所(市、町、村、一部事務組合等)	所属所において定められた個人データ管理責任者
岐阜県市町村職員共済組合	岐阜県市町村職員共済組合 医療健康課長
保健事業委託業者	委託業者の個人情報管理責任者

その他の留意事項

- 共同利用する個人情報には、レセプト(診療報酬明細書)は含まれません。ただし、レセプトから生活習慣病の予防対象者の抽出や通院状況の確認に必要な内容(糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病等に関する通院や服薬状況)は含みます。
- 共同利用する個人情報は、事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用します。
- コラボヘルスにおける共済組合と所属所との健診結果等の共有について同意されない場合は、所属所に申し出てください。ただし、特定健診の結果等を所属所から共済組合へ提供すること等、法令により共有するものについては共有を拒否することはできません。